

ディーゼル機関の承認に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
高速船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

ディーゼル機関の承認に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 M44(Rev.7)においては、ディーゼル機関の承認の際に提出する図面及び資料について、ディーゼル機関の構成要素に応じて、承認図及び参考資料を提出する旨規定されており、当該図面及び資料は、ディーゼル機関の設計及び製造者より提出頂いている。

近年、ディーゼル機関の設計及び製造の実際の形態は、ディーゼル機関の設計を行い型式承認を取得するライセンサー及び当該ライセンサーにおいて既に承認を取得した図面及び資料によって機関を製造するライセンシーは別会社であることが一般的となっている。

このような状況を踏まえ、IACS は、ディーゼル機関の型式承認並びに製造の承認の際に提出が要求される図面及び資料等について、ライセンサー及びライセンシーの所掌を整理するとともに、ライセンサー及びライセンシーが行う手続きを明確にする統一規則 M44(Rev.8)を 2015 年 3 月に採択し、当該統一規則の適用をより明確にする訂正を統一規則 M44(Corr.1)として 2016 年 6 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 M44(Rev.8)及び M44(Corr.1)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ディーゼル機関の提出図面及び資料等について、ライセンサー及びライセンシーの所掌を明確にした。
- (2) ディーゼル機関の図面及び資料等に関する用語の定義を規定した。